



埼玉県報

第531号
令和6年(2024年)
7月12日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- ロボット開発イノベーションセンター（仮称）新築工事に関する入札公告（入札課）
- 令和6年4月から6月までににおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 奥秩父特別保護地区指定案の縦覧告示（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 次期県立学校間ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）

雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告（市町村課）

告示

埼玉県告示第八百十六号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日から同年七月三十日までの間に到来するものについては、自動車税の種別割を除き、同月三十一日とする。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

告 示

埼玉県告示第八百十七号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、その期限が令和六年一月一日から同年九月一日までの間に到来する自動車税の種別割については、同月二日とする。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 工事概要等

(1) 工事名

ロボット開発イノベーションセンター（仮称）新築工事

(2) 工事場所

埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

本工事は、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）内にロボット開発に係る情報の収集及び発信並びに実証実験を目的としたロボット開発イノベーションセンター（仮称）を新築するものである。

イ 構造及び規模

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造を含む。） 2階建て及びPH階
延べ面積5,709㎡

ウ 建物概要

- (ア) センター棟（事務スペース、ラボ29室、コワーキング2室、屋内フィールドほか）
- (イ) 貸倉庫
- (ウ) 機械棟
- (エ) 外構

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、情報共有システム（公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム）を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県都市整備部「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、建設現場において、公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職

員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に遠隔臨場を適用する工事である。

オ 本工事の契約は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

カ 本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

なお、見積りを求める資材等については、入札情報公開システムに掲載する入札見積明細書記載品目とする。

キ 本工事は、【ロボット開発イノベーションセンター（仮称）新築工事】EIR（発注者情報要件）に基づき、コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム（BIM）を活用する工事である。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.19（令和6年7月1日適用）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ（発注者採点方式）

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年7月12日（金）から同年9月9日（月）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）により、紙入札の手続を行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内に資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年7月16日（火）午前9時から同年8月5日（月）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年7月16日（火）午前9時から同年8月7日（水）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和6年8月16日（金）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和6年8月27日（火）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年7月16日（火）午前9時から同月26日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月25日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年8月1日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和6年9月4日（水）午前9時から同月6日（金）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和6年9月9日(月)午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 2者又は3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(令和5年4月1日施行)(第10条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積2,000㎡以上の新築、改築又は増築の工事（増築にあつては、増築部分の延べ面積が2,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、建築一式工事（建築物の新築、改築、増築工事）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員及びその他構成員の実績を認める。

(5) 配置予定の技術者

ア 特定企業体の構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事

実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

キ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（平成28年6月1日適用）の対象とする。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこ

と。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社エーシーエ設計

所在地 長野県長野市柳原2360番地4

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年7月16日（火）午前9時から同年8月8日（木）午後5時まで

ウ 納付期限

令和6年9月6日（金）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@p

イ 提出期限

令和6年9月6日（金）午後3時まで

- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参(下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ提出すること。

ウ 提出期限

令和6年9月6日（金）午後3時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年1月31日(金)までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

イ 氏名 埼玉県知事 大野 元裕

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載

した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20パーセント以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 契約金額のおおむね10パーセント

令和7年度 契約金額のおおむね30パーセント

令和8年度 契約金額のおおむね60パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）、入札見積明細書及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の

際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証
保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札
又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定
の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者が
した入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者
がしたもの

(オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行し
ないことがある。

22 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性
能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等

に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) その他詳細については、入札説明書に記載するところによる。

23 問合せ先

- (1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

24 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Construction of the New Robot Development Innovation Center (name to be confirmed)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents:

From 9:00 a.m. Tuesday, July 16 until 5:00 p.m. Monday, August 5, 2024

- (3) Submission Period for Additional Required Documents:

From 9:00 a.m. Tuesday, July 16 until 5:00 p.m. Wednesday, August 7, 2024

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail:

From 9:00 a.m. Wednesday, September 4 until 3:00 p.m. Friday, September 6, 2024

- (5) Time and Date of Bid Opening:

10:30 a.m. Monday, September 9, 2024

- (6) Contact Information:

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

告 示

埼玉県告示第八百十九号

令和六年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

奥秩父特別保護地区

二 区域

奥秩父鳥獣保護区のうち、埼玉県秩父市大滝地内の国有林埼玉森林計画区五十六林班から六十一林班までの区域。（千九百四十三・七ヘクタール）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 指針案

イ 県指定特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定特別保護地区の指定目的

当該区域は、長野県及び山梨県と県境を接する埼玉県の最西部に位置する。その自然環境は亜高山帯又は山地帯に属し、森林としての自然状態がよく保たれている。

また、当該区域では、ニホンカモシカ（特別天然記念物）をはじめ、クビワコウモリやクマタカ（いずれも本県のレッドデータブックで絶滅危惧「B類」絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）など、希少な種や、生息分布が局限されている種の生息が確認又は推定されている。

さらに、当該区域は、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に指定さ

れている「秩父山地生物群集保護林」の一部である。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、法第二十九条第一項に基づく特別保護地区に指定し、森林鳥獣の生息地の保護を図るものである。

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県秩父環境管理事務所

六 縦覧期間

令和六年七月十二日から令和六年七月二十六日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課

告示

埼玉県告示第八百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一番地八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ルミネ 代表取締役 森本雄司

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

（変更後）株式会社ルミネ 代表取締役 高橋眞

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日

ニ 届出年月日

令和六年六月二十八日

二 縦覧期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一番地八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ルミネ 代表取締役 高橋眞

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

（変更後）株式会社ルミネ 代表取締役 表輝幸

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル5階

外 計六者

（変更後）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル5階

外 計七者

ハ 変更年月日

令和六年四月一日外

ニ 届出年月日

令和六年六月二十八日

二 縦覧期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	保谷志木線
区間	埼玉県新座市道場二丁目二三九六番四 地先から 埼玉県新座市野寺四丁目四四五番一 地先まで

告示

埼玉県告示第八百二十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	県道
路線名	練馬所沢線
区間	埼玉県新座市野寺五丁目三七一番六地先から 埼玉県新座市栗原一丁目一二二一番一 地先まで

告示

埼玉県告示第八百二十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	練馬所沢線
区間	埼玉県新座市新堀一丁目三九六番九地先から 埼玉県新座市新堀一丁目一七九九番一 地先まで

告示

埼玉県告示第八百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―二〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市北区植竹町二丁目八十五番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百四十五・四四立方メートル

浸透効果量 〇・一六二八立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

次期県立学校間ネットワークシステム構築及び運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 6 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 J P タワー

5 落札金額

7,130,110,570円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 6 年 4 月 19 日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町三箇字大久保三七六五番 一地先から同市菖蒲町三箇字大久保三七六八番一地先まで	供用開始の区間
令和六年七月十二日	供用開始の期日
令和三年八月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一〇九・〇四メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町三箇字大久保四〇一〇 番一地从り同市菖蒲町三箇字大久 保四〇一〇番一地从りまで	久喜市菖蒲町三箇字大久保四〇一〇 番一地从り同市菖蒲町三箇字大久 保四〇一〇番一地从りまで	区 間
一七・九二〇 一九・一一	一五・一七〇 一九・一一	敷地の幅員 (メートル)
六・二六		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和六年七月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第一号	認定番号
令和六年七月十二日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和五年度決算の要旨を公告する。

令和六年七月十二日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 富岡勝則

損益計算書の要旨													(単位:千円)			
経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 アルヘンローゼ	宿泊 会館	貯金	貸付	物資	財形		
収 入	負担金	21,704,943	50,094,877	2,752,487	349,409		726,811	823,243								
	掛金(組合員保険料)	21,628,933	33,531,905	2,752,272				811,977								
	施設収入・商品売上								246,351	40,470						
	利息及び配当金	2,198				31,971	12,114	327	418	1,996	509	6,497,811	6	1		
	その他収入	3,911,237						258,169	118,481	2,976	116,138	199,336	54,749	62,487	387	
	他経理から繰入金							124,007		75,000						
	前年度支払準備金	2,843,707														
計	50,091,018	83,626,782	5,504,759	349,409	31,971	12,114	1,109,314	1,754,119	326,323	157,117	6,697,147	54,755	62,488	387		
支 出	給付	24,106,684														
	役員給与						239,232	62,661	25,559	23,998	48,051	55,901				
	旅費・事務費						52,211	5,308	2,864	469	7,590	3,064				
	商品仕入								7,535	8						
	飲食材料費								73,601							
	委託費						108,634	263,326	77,798	35,236	167,393	18,000	720			
	支払利息					31,971	12,114				7,335,393	31,971	50,193	379		
	連合会払込金	535,924														
	負担金払込金		50,094,877	2,752,487	349,409											
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		33,531,905	2,752,272												
	前期高齢者納付金	5,728,923														
	後期高齢者支援金	8,942,937														
	病床転換支援金	13														
	老人保健拠出金															
	退職者給付拠出金	110														
他経理へ繰入金	124,007							75,000								
その他支出	7,140,818						553,720	1,380,457	184,166	81,332	44,509	21,588	5,443	8		
次年度支払準備金	3,567,843															
計	50,147,259	83,626,782	5,504,759	349,409	31,971	12,114	953,797	1,786,752	371,523	141,043	7,602,936	130,524	56,356	387		
差引当期利益金又は当 期損失金(△)	△ 56,241						155,517	△ 32,633	△ 45,200	16,074	△ 905,789	△ 75,769	6,132			
貸借対照表の要旨																
資 産	流動資産	10,002,452	4,338,158	347,594	2,360	5,236	1,353,866	1,428,896	2,749,044	1,375,768	1,289,740	42,747,581	1,023,059	40,872	1	
	固定資産					3,081,000	11,671,250	2,383	1	1,891,043	855,301	466,516,477	4,345,897	2,825,859	64,417	
	資産合計	10,002,452	4,338,158	347,594	2,360	3,086,236	13,025,116	1,431,279	2,749,045	3,266,811	2,145,041	509,264,058	5,368,956	2,866,731	64,418	
負 債	流動負債	132,663	4,338,158	347,594	2,360			40,671	577,324	19,062	8,955	486,511,696	2,476	692		
	固定負債	3,567,843				3,086,236	13,025,116	182,105	93,710	155,818	679,875	5,472	3,623,619	2,733,000	64,417	
	負債合計	3,700,506	4,338,158	347,594	2,360	3,086,236	13,025,116	222,776	671,034	174,880	688,830	486,517,168	3,626,095	2,733,692	64,417	
純 資 産	資本剰余金								981	2,130,777	988,152					
	利益剰余金	6,301,946						1,208,503	2,077,030	961,154	468,059	22,746,890	1,742,861	133,039	1	
	純資産合計	6,301,946						1,208,503	2,078,011	3,091,931	1,456,211	22,746,890	1,742,861	133,039	1	
負債・純資産合計	10,002,452	4,338,158	347,594	2,360	3,086,236	13,025,116	1,431,279	2,749,045	3,266,811	2,145,041	509,264,058	5,368,956	2,866,731	64,418		